

児童発達支援センター「洛西愛育園」(多機能型)運営規程  
(指定児童発達支援事業・保育所等訪問支援)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都基督教福祉会(以下「事業者」という。)が設置経営する児童発達支援センター「洛西愛育園」(以下「当園」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の理念に基づき、心身の発達に制約を持つ児童に行う児童発達支援の事業、保育所等訪問支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、児童及び通所給付決定保護者(以下「児童等」という。)に対し、適切な児童発達支援、指定保育所等訪問支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当園は、児童が心身の発達の制約を制約と感じず、自らの持てる力を発揮し、活動する事で心身の健やかな発達を遂げることを援助する。
- 2 当園は、家庭生活を過ごしやすくするための日常生活の基本的動作及び知識技能の習得、また、地域生活を送りやすくするための集団生活への適応や社会との交流を図ることができるよう、当該児童の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な援助を行うものとする。
- 3 当園は、地域及び家庭との結びつきを重視し、都道府県、関係市町村、障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 前4項のほか、事業者は、法及び法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 洛西愛育園
- (2) 所在地 京都市西京区樫原百々ヶ池23

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 指定児童発達支援に従事する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名(保育所等訪問支援と兼務)

園長は当園の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に運営に関する基準規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。園長に事故がある時は、あらかじめ定めた主任が園長の職務を代行する。

- (2) 主任 1名以上 指定児童発達支援の提供のすべてを把握し、円滑に行われるように指導員および保育士の指導助言を行う。園長に事故がある時は、園長の職務を代行する。

- (3) 児童発達支援管理責任者 1名以上(保育所等訪問支援と兼務)

児童発達支援管理責任者は児童の療育計画の策定および計画に基づく療育が行われるよう指導員および保育士の指導助言を行う。児童やその家族に対し相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (4) 児童指導員・保育士 10名以上（利用児童人数により若干名増員）  
児童指導員および保育士は児童の利用計画の実施、食事指導、児童の保健衛生管理および保護者支援に従事する。
- (5) 機能訓練担当職員 1名以上  
機能訓練担当職員は療育計画に基づき、日常生活に必要な機能訓練を行う。
- (6) 書記 1名  
書記は庶務、会計および会計事務に従事する。
- (7) 栄養士 1名  
栄養士は献立作成、栄養計算、給食記録および食品の発注と検収に従事する。
- (8) 調理員 1名  
調理員は給食業務に従事するとともに、食品の管理に当たる。
- (9) 運転手 1名  
運転手は児童の送迎バスの運行および公用車の整備に従事する。
- (10) 医師（嘱託） 1名  
医師（嘱託）は園長の要請によって、児童の診察、健康管理および保健衛生指導に従事する。

2 保育所等訪問支援に従事する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（児童発達支援と兼務）  
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名以上（児童発達支援と兼務）  
児童発達支援管理責任者は保育所等訪問支援計画の策定および計画に基づく療育が行われるよう指導員および保育士の指導助言を行う。また、児童やその家族に対し相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 訪問支援員 1名以上（児童発達支援と兼務）  
保育所等訪問支援計画に基づき、児童および訪問先施設の保育士等に対し適切に支援、助言等を行う。

（サービス提供日およびサービス提供時間）

第5条 児童発達支援のサービス提供日およびサービス提供時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日  
休業日：日曜日、祝日、年末年始、その他（夏期・年度末他）
- (2) 営業時間 8時25分～17時10分
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日を基本とし、「療育参観」「親子で遊ぼう」など特別療育を土曜日に行うことがある。
- (4) サービス提供時間 8時30分～16時（バス内指導を含む）  
短縮療育（水曜日、年度初め、夏期、年末、年度末他）  
8時30分～15時25分（バス内指導を含む）  
（また、15時までの特別短縮日が年数回ある。）
- (5) 相談受付時間 8時30分～17時10分

## 2 保育所等訪問支援のサービス提供日およびサービス提供時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日  
休業日：日曜日、祝日、年末年始、その他（夏期・年度末他）
- (2) 営業時間 8時25分～17時10分
- (3) サービス提供日 月曜日から土曜日を原則とする。
- (4) サービス提供時間 10時から16時30分

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第6条 主として知的発達に遅れを持つ児童を対象とする。

（事業の利用定員）

第7条 指定児童発達支援の定員は40名とする。ただし、法の範囲で若干名増員できる。

2 指定保育所等訪問支援の定員は定めないが、1日2名以内とする。

（児童発達支援の入所児の要件）

第8条 当園の入所時は、次のすべてに該当すること。

- 1 入園を希望する保護者と当園の契約によること。
- 2 心身に障害があり、そのために保育所・幼稚園に入園する事が困難と考えられる児童。
- 3 原則として3歳児以上就学前の幼児であること。
- 4 伝染性疾患に罹っていないこと。また、伝染性感染症保菌者である場合は当園に申し出ること。  
（結核・B型、C型肝炎・MRSA・HIV・梅毒・サルモネラ菌等）
- 5 保護者が当園の療育方針を知り、それに同意していること。
- 6 入園を希望する保護者の居住地は原則、京都市内とする。

（児童発達支援の内容）

第9条 当園は、児童発達支援の提供に当たっては、個々の児童の人格と個性を尊重しつつ、10人前後の集団を作り、集団の中で発達援助（以下「療育」という）を行うことを基本とする。また、療育のモットーは児童の健康と意欲の増進を図り、生命の輝きを増すことにある。

### （1）療育

- ① 生活リズム作り
- ② 体作り
- ③ 知的発達の促進
- ④ コミュニケーション能力の向上
- ⑤ 集団参加能力の獲得

### （2）発達相談、養育相談、就学相談等の助言および援助

入所児童に対する療育は園と保護者との連携がなければその成果が期待できないので、次の各号により保護者への助言、援助をしなければならない。

- ① 連絡帳
- ② クラス懇談会および個別懇談
- ③ 家庭訪問

(3) 健康管理 園長および療育系職員は嘱託医師の助言と協力を得ながら、入所児童の健康増進と疾病予防のため次の各号の実施に努めなければならない。

- ① 年2回以上の健康診断
- ② 年1回以上の歯科検診
- ③ 入所児童の療育中の負傷または軽度の疾病に対する応急処置
- ④ 入所児童の主治医との連携による常用薬物の投与
- ⑤ 病欠児童の状況の把握と保護者への助言
- ⑥ 給食調理による職員の月1回の検便
- ⑦ その他必要なこと

(4) 給食の提供 入所児童に昼食とおやつを支給するものとする

- ① 給食はできるだけ変化に富み、十分な熱量と成分を含み、かつ、入所児童の年齢や食事動作、咀嚼能力、嚥下力を十分考慮したものでなければならない。
- ② 給食調理にあたっては食中毒や伝染病の予防、安全性の確保に万全を期さなければならない。
- ③ 栄養士は前項の趣旨に基づき献立を作成し、その実績と食事の摂取状況等、栄養管理上必要な記録を整備しておかなければならない。

(3) レクリエーション行事

- ① 誕生会、季節行事（七夕、クリスマス会、新春お楽しみ会、節分、ひな祭り等）
- ② お泊り療育（年長児対象）
- ③ 年2回親子遠足
- ④ 年1回京都市内の児童発達支援センター（単独通園）4か園による「幼児のつどい」

(4) 通園バスによる送迎

(5) 関係機関との連携

- ① 児童の関係する医療、保健、訓練施設等と連携を図る。
- ② 就学、就園時に児童の適正な理解と促進と処遇の一貫性を図るため申し送り書を作成して引継ぎを行う。
- ③ 日課

8:30 通園バス迎え出発	12:00 昼食
10:00 通園バス到着	自由遊び
各クラス入室	13:40 おやつ
朝の準備/排泄（健康管理）	帰りの会
自由遊び	14:30 通園バス送り出発
10:50 朝の会	短縮療育 13:45
意図的活動	特別短縮療育 13:15
11:40 合同リズム・体操(全員)	

(保育所等訪問支援の内容)

第10条 当園が施設等を訪問し提供する保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 障害児本人に対する支援（集団生活の適応のための専門的な支援）
- (2) 訪問先施設の保育士等に対する支援（支援方法等の指導）

(保護者から受領する費用の額等)

- 第11条 当園は、児童発達支援、保育所等訪問支援（以下「児童発達支援等」という。）を提供した際は、保護者から京都市が定める負担上限額の範囲内において通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 当園は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援等を提供した際は、保護者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 当園は、前2項の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を受けることができるものとする。
- (1) 日用品費
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童発達支援等において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの
- ① 食事代 ② 道具代 ③ 写真代 ④ 教材費 ⑤ 行事代（遠足、お泊り療育等）
- (3) 保護者の選定により次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において保育所等訪問支援を提供する場合、それに要した交通費に支払いを保護者から受けることができる。なお、当園の公用車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する事とする。
- ① 当園から1キロメートルごと 25円
- 4 事業者は、第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。
- 5 事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第12条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。
- 京都市全域

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 児童発達支援等提供中に児童に事故が発生した場合は予め決められた「事故発生時緊急対応マニュアル」により緊急措置を実施し、速やかに児童の家族に連絡する。また、児童に健康上の急変が生じた場合は速やかに児童家族に連絡をするとともに下記の協力医療機関に連絡を取り、助言を仰ぎ、状況によっては搬送する。

協力医療機関：社会福祉法人京都社会事業財団「京都桂病院」 615-8256 京都市西京区山田平尾町17 TEL (075) 391-5811 (代)
---

損害賠償保険への加入 保険会社名：三井住友海上火災保険会社 保 険 名：社会事業者総合補償制度「まごころワイド」 補償の概要：賠償責任補償制度・傷害見舞金補償制度・死亡、後遺症見舞金・入院保険・通院保険
--

- 2 保育所等訪問支援における緊急時対応については、訪問先施設の緊急対応マニュアルに応じた対応をする場合もある。

(非常災害対策)

第14条 園長および防火管理責任者は定期的な防災関係施設の点検、火災発生のおそれのある箇所および地震発生時の危険箇所を点検し、所轄消防署との連絡を密にし、非常災害に備えて予め対策を立て、月1回以上入所児童と職員の避難訓練を行うものとする。

2 非常災害時は人命救助を最優先とする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、指定児童発達支援の提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 当園は以下のような不適切な対応は「虐待」と位置付け、決して行ってはならない。

2 身体的虐待：殴る、蹴る、食べられない物を食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等々。

性的虐待：裸の写真やビデオを撮る、介助以外必要以上に性器を触る等々。

ネグレクト：話しかけられても無視をする、拒否的態度を示す、失禁したり汚れても衣服を取り替えない、職員の不注意で怪我をさせる、勝手に出て行くと放置する等々。

心理的虐待：「～したら～させない」など言葉による脅迫、「何度言ったら分かるの」など心を傷つけることを言う、できない事や分からない事を強要する、他児と差別的な関わりをする等々。

その他：制約を持つ児童の制約を配慮しない処遇、「しつけ」と称する本人が受容できない過度の指導や自尊心を傷つける指導等々。

3 園長を虐待防止責任者とし、虐待防止および虐待と思われる行為が起こった場合は厳正に対処する。また、虐待に関する苦情が合った場合は第17条の「苦情解決」に準じ対応する。

4 虐待防止のための指針を整備するとともに虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を設置し、定期的開催し、その結果について職員に周知徹底する。

5 虐待防止啓発・普及のため、定期的に職員研修を行う。

(身体拘束等の適正化の推進に関する事項)

第18条 当園は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じるものとする。

- 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底する。

(苦情解決)

第19条 当園は、提供した指定児童発達支援等に関する障害児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 当園は、その提供した児童発達支援等に関し、児童福祉法21条の5の21および24条の34の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは当園の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用児童又は保護者からの苦情に関して市町村の行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は都道府県知事又は市町村長から求めがあった場合、2項、3項までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告するものとする。
- 5 当園は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(対外活動の原則・プライバシーの保護)

第20条 職員が園外(保護者を含む)に向けて、園名を記して文書を発送または配布しようとする時は起案をし、園長の点検を受けなければならない。

- 2 職員が当園職員であることを明示して行う園外活動は、予め園長の了承を得なければならない。
- 3 職員が当園入所児童について対外的に発表する時は保護者の了承を得た上で、児童名を仮名とする他、プライバシーの保護について十分配慮しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 当園は、児童に対し、適切な指定児童発達支援等を提供することができるように職員者の勤務の体制を定めるとともに、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回以上

- 2 職員は、同一職種内はもとより、職種を超えても互いに協調し、よきチームワークを保ち、業務の成果を最大限に高める努力をしなければならない。
- 3 職員は児童発達支援等の効果を低下させない範囲において、経費を節減するように心がけなければならない。
- 4 事業者は、児童等の記録は10年間保存するものとする。また、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備することともに、当該記録を完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第21条 この規程を変更、改正または廃止する時は京都基督教福祉会と協議するものとする。

附則

この運営規定は昭和59年5月1日から施行する。

- 2 昭和60年12月一部改訂
- 3 平成10年4月1日一部改訂
- 4 平成19年4月1日一部改訂
- 5 平成19年12月1日一部改訂
- 6 平成24年12月1日一部改訂
- 7 平成25年5月1日一部改訂
- 8 平成26年4月1日一部改訂
- 9 平成26年11月1日一部改訂
- 10 2015年(平成27)4月1日改訂
- 11 2018年(平成30)4月1日一部改訂
- 12 2022年(令和4)4月1日一部改訂
- 13 2022年
- 14 2024年(令和6)4月1日一部改訂